

蒲郡市水道事業給水条例

第1章 総則

第1条 この条例は、本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
- (3) 指定給水装置工事事業者 法第16条の2第1項の規定により市長が指定した者をいう。
- (4) 水道使用者等 水道の使用者又は給水装置の所有者をいう。

(給水装置の種別)

第3条 給水装置の種別は、専用給水装置（1世帯又は1か所で専用する給水装置をいう。）及び私設消火栓（法人又は個人が自らの敷地内に設置した消火栓で、消防用又は消防演習に使用するものをいう。以下同じ。）とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。ただし、市長が管理規程で定める工事については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水装置の工事の費用負担)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事に要する費用は、当該工事をしようとする者又は水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めた工事については、市は、その費用の全部又は一部を負担することができる。

- 2 市長は、給水装置の新設又は改造の工事の申込みに応じるため、配水管を布設する必要があるときは、当該工事をしようとする者にその費用を負担させることができる。

(給水装置工事の施行)

第6条 給水装置工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置の新設又は改造の工事を施行するときは、あらかじめ市長の設計審査を受け、かつ、工事完了後に市長の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損

傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、給水装置のうち配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの部分に係る給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管への取付口からメーターまでの部分に係る給水装置工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第8条 第6条第1項の規定により市が施行する給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 材料費

(2) 労務費

(3) 道路復旧費

(4) 諸経費

2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に定めるもののほか、工事費の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（工事費の納入）

第9条 第6条第1項の規定に基づき給水装置工事を市に依頼する者は、前条の規定により算出した工事費の概算額を市長の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事完了後に精算する。

（給水装置の改造工事）

第10条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置の改造工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

（給水の原則）

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはできない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定め、その都度これを予告する。ただし、緊急の必要によりやむを得ないときは、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負

わない。

(給水の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

(代理人の選定)

第13条 市内に居住しない給水装置の所有者は、市長が必要と認めたときは、この条例に規定する事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の代理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(総代理人の選定)

第14条 給水装置の所有者は、当該給水装置を共有するときは、給水装置の管理に関する事務を処理させるため、総代理人1人を選定し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の総代理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置及び貸与)

第15条 メーターは、市長が設置し、その位置は市長が定める。

2 市長は、水道使用者等にメーターを貸与する。

3 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、メーターを管理しなければならない。

4 水道使用者等は、前項の規定による管理義務を怠ったため、メーターを亡失し、又はき損したときは、その損害額を弁償しなければならない。

(水道使用者等の届出)

第16条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を中止するとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代理人に変更があったとき。

(5) 総代理人に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第17条 私設消火栓は、消防用又は消防演習のほか使用してはならない。

2 消防演習に私設消火栓を使用するときは、市長の指定する職員の立会いがなければならない。

3 私設消火栓は、市長の指定する職員が封かんをする。

(水道使用者等の管理上の責任)

第18条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染され、又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。

2 水道使用者等は、供給を受ける水に異状があると認めるときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

3 水道使用者等は、給水装置に異状があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な措置を市又は指定給水装置工事事業者に依頼しなければならない。

4 市長は、前項の規定による依頼がなくとも、必要があると認めるときは、修繕その他必要な措置をすることができる。

5 前2項の修繕その他必要な措置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、修繕その他必要な措置を要した箇所が給水装置のうち配水管への取付口から最初の止水栓までの部分であるときは、市は、その費用を負担することができる。

6 前項ただし書によるもののほか、市長が必要と認めるときは、市は、修繕その他必要な措置に要した費用を負担することができる。

7 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等が賠償の責めに任ずるものとする。

(給水装置又は水質の検査)

第19条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 市長は、前項の検査について実施の必要がないと認める相当の理由があるときは、その費用を、当該検査を請求した者から徴収することができる。

第4章 料金、分担金及び手数料

(料金)

第20条 水道料金(以下「料金」という。)は、別表第1に定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 料金の用途区分は、次のとおりとする。

(1) 一般用(公衆浴場用、船舶用、臨時用及び私設消火栓以外に使用するものをいう。)

(2) 公衆浴場用(一般公衆浴場に使用するものをいう。)

(3) 船舶用(港湾の船舶に使用するものをいう。)

(4) 臨時用(建築工事等一時的に使用するものをいう。)

(5) 私設消火栓

(従量料金の算定)

第21条 市長は、2か月ごとにメーターの検針を行う。この場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、次回の検針に繰り越して使用水量を算出する。

2 前項の規定による使用水量は、各月均等に使用したものとみなして、当該検針を行った日の属する月分及びその前月分として従量料金を算定する。ただし、各月均等とみなして算定した使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、

その端数を当該検針を行った日の属する月の前月分の使用水量に加えるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、毎月メーターを検針してその使用水量を算出し、検針を行った日の属する月分として従量料金を算定することができる。

(使用水量の認定)

第22条 メーターの異状又はその他の理由により使用水量が不明であるときは、前年同期の使用水量により、これを認定する。

- 2 前項の規定により難いときは、市長が別に定める。

(基本料金算定の特例)

第23条 月の中途において臨時の検針をしたとき、又は水道の使用の開始若しくは中止により、第21条第1項の規定による定期的な検針期間でなかったときの基本料金は、使用日数が16日未満のときはその月分について所定の額の2分の1とし、16日以上ときは1か月分として算定する。

(無届使用に対する認定)

第24条 第12条の規定による申込みを行わずに水道を使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第25条 料金は、口座振替、納入通知書等の方法により、検針ごとに期日を定めて水道使用者等から徴収する。

- 2 料金納入後、その料金に増減が生じたときは、次回以後に徴収する料金でこれを増減することができる。

(分担金)

第26条 給水装置の新設又は改造(メーターを増径するものに限る。次項において同じ。)の工事をしようとする者は、水道施設分担金(以下「分担金」という。)を納入しなければならない。

- 2 分担金の額は、メーターの口径に応じ、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、給水装置の改造の工事をしようとする者から徴収する分担金の額は、新口径に係る分担金の額から旧口径に係る分担金の額を差し引いた額とする。

- 3 分担金は、市長が別に定める期日までに納入しなければならない。

- 4 既納の分担金は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料)

第27条 手数料は、次の区分によりこれを徴収する。

- (1) 設計審査手数料 1件につき 1,000円
- (2) 工事検査手数料 1件につき 1,000円
- (3) 開、閉栓手数料 1件につき 500円
- (4) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 1万円
- (5) 給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 7,000円

(6) 図面の写し交付手数料 1枚につき 300円

(7) 証明手数料 1件につき 300円

2 前条第3項及び第4項の規定は、手数料について準用する。

(料金、分担金又は手数料の軽減又は免除)

第28条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない料金、分担金又は手数料を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第29条 市長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、又は水道使用者等に対し適当な措置を命ずることができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が当該給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が市又は指定給水装置工事事業者が施行したものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の工事が法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止処分)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が工事費、第18条第5項の修繕その他必要な措置に要した費用、第19条第2項に規定する費用、料金、分担金又は手数料を指定された期限までに納入しなかったとき。

(2) 水道使用者等が正当な理由がなくメーターの検針を拒み、又は妨げたとき。

(3) 第29条の規定による検査又は措置命令その他この条例の規定に基づく市長の職務執行を拒み、又は妨げたとき。

(4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、これを改めないとき。

2 給水装置の所有者と使用者が異なる場合において、所有者の責めに帰すべき理由による給水の停止処分に対して使用者が損害を受けたときは、市は、その損害に対して責めを負わない。

(給水装置の切離し)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が90日以上所在不明で、かつ、水道の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置に係る水道の利用者がおらず、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道に係る市長の責務)

第33条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者及び設置者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道に係る設置者の責務)

第34条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定により、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理規程で定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理規程で定める。

第8章 罰則

(過料)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の承諾を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 第6条第2項の設計審査を受けないで、給水装置の新設又は改造の工事を施行した者
- (3) 第12条の規定による申込みをしないで、水道を使用した者
- (4) 正当な理由がなくて、メーターの設置若しくは検針、第29条の規定による検査又は第30条若しくは第31条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (5) 第15条第3項又は第18条第1項の規定による管理義務を著しく怠った者
- (6) 私設消火栓の封かんをみだりに破封した者
- (7) 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等の徴収を免れた者に対する過料)

第37条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金、分担金又は手数料の徴収を

免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。